

廿日市市議会における議員活動実態調査要綱

1 方法

(1) 議員活動の記録

個々の議員活動について、毎日1時間単位で、別紙「議員活動分類表」

(参考資料 6-2-2)の1～6の区分のうち、活動した時間数を記入。

(2) 対象期間

平成26年3月2日(日)～5月31日(土)もしくは、
平成26年4月1日(火)～6月30日(月)の3ヶ月間

(3) 対象議員

廿日市市議会議員30名(全議員)

(4) 提出締切日

平成26年7月9日(水)

2 調査表の記載にあたっての留意事項

(1) 端数処理

小数は使わず、全て整数(1時間単位)で報告。

(2) 出張(視察等)に係る時間

出発の時刻から到着の時刻まで。

ただし、宿泊を伴う場合は、宿泊場所に到着し、翌日に宿泊場所を出発するまでを除く。

(3) 本会議等の場合は、休憩時間及び昼食時間を含む。

(4) いずれの活動も、当該活動のために要する移動時間を含む。

(5) 自分の趣味で行うゴルフ、生活費捻出のための兼業の時間等、完全に私的と思われる時間は、本表に加算しない。

3 情報収集の取扱い

実態調査は匿名により実施し、本人が特定できるような調査表は公開しないものとする。

4 取りまとめ

議員定数等調査特別委員会の委員長が選任した議員が集計。

選任された議員は、取りまとめの際に得た情報に対して守秘義務を負うものとする。